

令和4年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

第208回国会(常会)提出

令和4年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

目 次

	頁
策 定 方 針	1
第一 通常収支分	
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	5
（一）歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	5
（二）歳入の概要	6
1 地 方 税	6
2 地 方 譲 与 税	23
3 地方特例交付金等	23
4 地 方 交 付 税	24
5 国 庫 支 出 金	25
6 地 方 債	26
7 使用料及び手数料	29
8 雑 収 入	29
9 復旧・復興事業一般財源充当分	29
10 全国防災事業一般財源充当分	29
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	30
（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	30
（二）歳出の概要	34
1 給 与 関 係 経 費	34
2 一 般 行 政 経 費	35
3 公 債 費	38
4 維 持 補 修 費	39
5 投 資 的 経 費	39
6 公 営 企 業 繰 出 金	44
7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	45
（三）国庫支出金に基づく経費の総額	45

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 (復旧・復興事業)	51
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	51
(二) 歳入の概要	51
1 震災復興特別交付税	51
2 一般財源充当分	52
3 国庫支出金	52
4 地方債	53
5 雑収入	54
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳 (復旧・復興事業)	55
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	55
(二) 歳出の概要	56
1 給与関係経費	56
2 一般行政経費	56
3 公債費	57
4 投資的経費	58
5 公営企業繰出金	59
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	59
(全国防災事業)	
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 (全国防災事業)	63
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	63
(二) 歳入の概要	63
1 地方税	63
2 一般財源充当分	64
3 雑収入	64
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳 (全国防災事業)	65
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	65
(二) 歳出の概要	66
公債費	66

策 定 方 針

令和4年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化等に対応するために必要な経費を計上するとともに、地方団体が行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上等を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講ずることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和4年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1 通常収支分

(1) 地方税制については、令和4年度地方税制改正では、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税等の税負担の調整、法人事業税の付加価値割における給与等の支給額が増加した場合の特例措置の拡充等、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の延長等の税制上の措置を講ずることとしている。

(2) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生ずることのないよう、次の措置を講ずることとし、所要の法律改正を行う。

① 令和4年度の地方財源不足見込額2兆5,559億円については、令和2年度に講じた令和4年度までの間の制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講ずる。その結果、国と地方が折半して補填すべき額は生じないこととなる。

ア. 建設地方債（財源対策債）を7,600億円増発する。

イ. 地方交付税については、国の一般会計加算（地方交付税法附則第4条の2第1項の加算）により154億円増額する。

ウ. 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を1兆7,805億円発行する。

② 交付税特別会計借入金については、令和4年度から令和6年度までは各年度5,000億円を償還、令和7年度から令和10年度までは償還額を1,000億円ずつ増額し、令和11年度から令和36年度までは各年度1兆円を基本に償還するよう、償還計画の見直しを実施する。

③ 上記の結果、令和4年度の地方交付税については、18兆538億円（前年度比6,153億円、3.5%増）を確保する。

(3) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、10兆1,799億円（普通会計分7兆6,077億円、公営企業会計等分2兆5,722億円）とする。

(4) 地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生、住民に身近な社会資本の整備、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

① 「地域デジタル社会推進費」については、引き続き2,000億円（前年度同額）計上する。

② 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円（前年度同額）計上する。

③ 「地域社会再生事業費」については、引き続き4,200億円（前年度同額）計上する。

④ 投資的経費に係る地方単独事業費については、公共施設の脱炭素化の取組等を推進するため、

「公共施設等適正管理推進事業費」について対象事業を拡充した上で、5,800億円（前年度比1,000億円、20.8%増）を計上することとしており、全体で前年度に比し1.6%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

- ⑤ 「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に係る措置を講ずることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講ずる。
 - ⑥ 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講ずることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講ずる。
 - ⑦ 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
 - ⑧ 消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講ずる。
 - ⑨ 過疎地域の持続的発展のための施策等に対し所要の財政措置を講ずる。
- (5) 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (6) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、行政のデジタル化、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

- ① 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、1,069億円を確保する。また、一般財源充当分として4億円を計上する。
- ② 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、15億円（普通会計分9億円、公営企業会計等分6億円）とする。

- ③ 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費2,987億円を計上する。

(2) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額として768億円を計上するとともに、一般財源充当分として254億円を計上する。

第一 通常収支分

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一） 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は90兆5,918億円であり、前年度に比し、7,858億円（0.9%）増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減額		増減率	
			(A) - (B)		(%)	(%)
I 地方税	412,305	382,704	29,601		7.7	
II 地方譲与税	25,978	18,462	7,516		40.7	
1 地方揮発油譲与税	2,291	2,292	△ 1	△	0.0	
2 石油ガス譲与税	48	45	3		6.7	
3 自動車重量譲与税	2,891	2,806	85		3.0	
4 航空機燃料譲与税	149	178	△ 29	△	16.3	
5 特別とん譲与税	113	114	△ 1	△	0.9	
6 森林環境譲与税	500	400	100		25.0	
7 特別法人事業譲与税	19,986	12,627	7,359		58.3	
III 地方特例交付金等	2,267	3,577	△ 1,310	△	36.6	
IV 地方交付税	180,538	174,385	6,153		3.5	
V 国庫支出金	148,826	147,631	1,195		0.8	
1 義務教育職員給与費負担金	15,015	15,164	△ 149	△	1.0	
2 その他普通補助負担金等	104,917	103,371	1,546		1.5	
(ア) 生活扶助費等負担金	13,402	13,308	94		0.7	
(イ) 医療扶助費等負担金	14,203	14,533	△ 330	△	2.3	
(ウ) 介護扶助費等負担金	810	792	18		2.3	
(エ) 児童保護費等負担金	1,363	1,360	3		0.2	
(オ) 障害者自立支援給付費等負担金	16,394	15,643	751		4.8	
(カ) 児童手当等交付金	12,588	12,949	△ 361	△	2.8	
(キ) 公立高等学校授業料不徴収交付金及び高等学校等就学支援金交付金	4,067	4,093	△ 26	△	0.6	
(ク) 子どものための教育・保育給付交付金	14,918	13,932	986		7.1	
(ケ) その他の補助負担金等	27,172	26,761	411		1.5	
3 公共事業費補助負担金	26,532	26,711	△ 179	△	0.7	
(ア) 普通建設事業費補助負担金	26,228	26,439	△ 211	△	0.8	
(イ) 災害復旧事業費補助負担金	304	272	32		11.8	
4 国有提供施設等所在市町村助成交付金	299	291	8		2.7	
5 施設等所在市町村調整交付金	76	74	2		2.7	
6 交通安全対策特別交付金	535	526	9		1.7	
7 電源立地地域対策等交付金	1,023	1,079	△ 56	△	5.2	
8 特定防衛施設周辺整備調整交付金	376	361	15		4.2	
9 石油貯蔵施設立地対策等交付金	53	54	△ 1	△	1.9	
VI 地方債	76,077	112,407	△ 36,331	△	32.3	
VII 使用料及び手数料	15,729	15,487	242		1.6	
VIII 雑収入	44,456	43,754	702		1.6	
IX 復旧・復興事業一般財源充当分	△ 4	△ 2	△ 2		100.0	
X 全国防災事業一般財源充当分	△ 254	△ 345	91	△	26.4	
歳入合計	905,918	898,060	7,858		0.9	

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区 分	令和4年度		令和3年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 地 方 税	412,305	45.5	382,704	42.6
2 地 方 譲 与 税	25,978	2.9	18,462	2.1
3 地 方 特 例 交 付 金 等	2,267	0.3	3,577	0.4
4 地 方 交 付 税	180,538	19.9	174,385	19.4
5 国 庫 支 出 金	148,826	16.4	147,631	16.4
6 地 方 債	76,077	8.4	112,407	12.5
7 使 用 料 及 び 手 数 料	15,729	1.7	15,487	1.7
8 雑 収 入	44,456	4.9	43,754	4.9
歳 入 合 計	906,176	100.0	898,407	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、第1表の復旧・復興事業一般財源充充分及び全国防災事業一般財源充充分を含まないため、同表の歳入合計と一致しない。

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の収入見込額は、道府県税18兆9,520億円、市町村税22兆2,785億円、合わせて41兆2,305億円であり、前年度に比し、道府県税は1兆7,540億円(10.2%)増加、市町村税は1兆2,061億円(5.7%)増加、合わせて2兆9,601億円(7.7%)増加している。なお、「地方税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第26号)により創設された徴収の猶予制度の特例及び「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」(令和2年法律第25号)により創設された納税の猶予制度の特例(以下「令和2年度徴収猶予の特例等」という。)の適用に伴う地方税の令和3年度収入見込額を除くと、前年度に比し、3兆1,503億円(8.3%)増加している。

地方税の税目別調定見込額及び収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は第4表のとおりである。

第3表 地方税調定見込額及び収入見込額

(単位 億円)

税 目	令和3年度当初見込額 (A)	令和4年度				比 較	
		現行法による調定見込額	現行法による収入見込額 (B)	税制改正による増減収見込額 (C)	改正法による収入見込額 (B)+(C) (D)	令和3年度当初見込額に対する増減収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
A 道府県税							
I 普通税							
1 道府県民税	49,235	54,179	52,342	-	52,342	3,107	106.3
ア 個人均等割	637	671	643	-	643	6	100.9
イ 所得割	42,541	45,763	43,992	-	43,992	1,451	103.4
ウ 法人均等割	1,439	1,476	1,463	-	1,463	24	101.7

税 目	令和4年度					比 較	
	令和3年	現行法に	現行法に	税制改正	改正法に	令和3年	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$
	度当初見	よる調定	よる収入	による増	よる収入	度当初見	
込額 (A)	見込額	見込額 (B)	減収見込 額 (C)	見込額 (B)+(C) (D)	込額 に対する増減 収額 (D)-(A)	(%)	
エ 法人税割	1,063	1,988	1,963	-	1,963	900	184.7
オ 利子割	316	267	267	-	267	△ 49	84.5
カ 配当割	1,566	1,614	1,614	-	1,614	48	103.1
キ 株式等譲渡所得割	1,673	2,400	2,400	-	2,400	727	143.5
2 事業税	34,255	46,436	46,170	-	46,170	11,915	134.8
ア 個人	1,722	2,330	2,258	-	2,258	536	131.1
イ 法人	32,533	44,106	43,912	-	43,912	11,379	135.0
3 地方消費税	57,496	59,167	59,167	-	59,167	1,671	102.9
ア 譲渡割	44,323	39,649	39,649	-	39,649	△ 4,674	89.5
イ 貨物割	13,173	19,518	19,518	-	19,518	6,345	148.2
4 不動産取得税	3,791	4,077	3,911	-	3,911	120	103.2
5 道府県たばこ税	1,424	1,446	1,446	-	1,446	22	101.5
6 ゴルフ場利用税	404	408	407	-	407	3	100.7
7 軽油引取税	9,300	9,354	9,307	-	9,307	7	100.1
8 自動車税	16,066	16,944	16,765	-	16,765	699	104.4
ア 環境性能割	932	1,482	1,482	-	1,482	550	159.0
イ 種別割	15,134	15,462	15,283	-	15,283	149	101.0
9 鉱区税	3	3	3	-	3	0	100.0
10 固定資産税(特例分等)	72	51	51	-	51	△ 21	70.8
道府県普通税計	172,046	192,065	189,569	-	189,569	17,523	110.2
II 目的税				-			
1 狩猟税	7	7	7	-	7	0	100.0
道府県目的税計	7	7	7	-	7	0	100.0
III 道府県税小計	172,053	192,072	189,576	-	189,576	17,523	110.2
IV 東日本大震災による減免等	△ 73	△ 56	△ 56	-	△ 56	17	76.7
V 道府県税計	171,980	192,016	189,520	-	189,520	17,540	110.2
B 市町村税							
I 普通税							
1 市町村民税	90,590	101,670	98,357	-	98,357	7,767	108.6
ア 個人均等割	1,900	2,004	1,928	-	1,928	28	101.5
イ 所得割	77,941	83,653	80,566	-	80,566	2,625	103.4
ウ 法人均等割	4,273	4,606	4,536	-	4,536	263	106.2
エ 法人税割	6,476	11,407	11,327	-	11,327	4,851	174.9
2 固定資産税	91,506	98,715	95,486	△ 399	95,087	3,581	103.9
ア 土地	34,852	37,152	35,923	△ 399	35,524	672	101.9
イ 家屋	39,201	42,365	40,895	-	40,895	1,694	104.3
ウ 償却資産	16,575	18,309	17,779	-	17,779	1,204	107.3
エ 交付金	878	889	889	-	889	11	101.3
3 軽自動車税	2,891	3,291	3,118	-	3,118	227	107.9
ア 環境性能割	93	175	175	-	175	82	188.2
イ 種別割	2,798	3,116	2,943	-	2,943	145	105.2
4 市町村たばこ税	8,721	8,819	8,819	-	8,819	98	101.1

税目	令和4年度						比較	
	令和3年度当初見込額	現行法による見込額	現行法による見込額	税制改正による増減収見込額	改正法による見込額	令和3年度当初見込額に対する増減収額	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$	
	(A)	(B)	(B)	(C)	(B) + (C) (D)	(D) - (A)	(%)	
5 鉱産税	17	18	18	-	18	1	105.9	
6 特別土地保有税	1	1	1	-	1	0	100.0	
市町村普通税計	193,726	212,514	205,799	△ 399	205,400	11,674	106.0	
II 目的税								
1 入湯税	139	161	158	-	158	19	113.7	
2 事業所税	3,899	3,926	3,913	-	3,913	14	100.4	
3 都市計画税	13,228	14,081	13,642	△ 72	13,570	342	102.6	
4 水利地益税等	0	0	0	-	0	0	-	
市町村目的税計	17,266	18,168	17,713	△ 72	17,641	375	102.2	
III 市町村税小計	210,992	230,682	223,512	△ 471	223,041	12,049	105.7	
IV 東日本大震災による減免等	△ 268	△ 256	△ 256	-	△ 256	12	95.5	
V 市町村税計	210,724	230,426	223,256	△ 471	222,785	12,061	105.7	

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

区分	(単位 億円)						比較	
	令和3年度当初見込額	現行法による見込額	税制改正による増減収見込額	改正法による見込額	令和3年度当初見込額に対する増減収額	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$		
	(A)	(B)	(C)	(B) + (C) (D)	(D) - (A)	(%)		
道府県税	136,780	151,930	-	151,930	15,150	111.1		
市町村税	245,924	260,846	△ 471	260,375	14,451	105.9		
合計	382,704	412,776	△ 471	412,305	29,601	107.7		

(参考) 通常収支分と東日本大震災分を合算した地方税の収入見込額は41兆3,073億円である。

(参考) 税制改正による増減収見込額の△471億円は、固定資産税及び都市計画税に係る負担調整措置の令和4年度の特別な措置による同年度の減収見込額である。

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率		
道	普	個 人 1 均等割 (令和4年度課税見込人員64,314千人)	個 人 1 均等割 標準税率 (平成26年度～令和5年度) 年額1,500円 〔本則税率 年額1,000円に 年額500円を加算した額〕		
		2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (令和4年度課税標準見込1,374,555億円)	2 所得割 (イ) <table border="1" data-bbox="991 591 1410 768"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額</td> <td>100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率
	標準税率				
課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)				
府	府	(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	(ロ)・申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額 100分の2 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1) ・課税長期譲渡所得金額 100分の2 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1) ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合 100分の1.6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8) 2,000万円を超える場合 32万円(指定都市の区域内に住所を有する場合には、16万円)と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の2(指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合 6,000万円以下である場合 100分の1.6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8)		
県	通 県				
県	民				
税	税				
税	税				

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	府	<p>6,000万円を超える場合 96万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、48万円）と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額との合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税短期譲渡所得金額 100分の3.6（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1.8） <p>ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）
府	通	県	<p>3 利子割 一定の利子、収益の分配等（利子等）の金額 （令和4年度課税標準見込額5,335億円）</p> <p>4 配当割 一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の金額 （令和4年度課税標準見込額32,271億円）</p> <p>5 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額（特定株式等譲渡所得金額） （令和4年度課税標準見込額48,000億円）</p>
県	民	税	<p>法 人 1 均等割 （令和4年度納税義務者見込数3,331千人）</p>
税	税	税	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 通	(2) 1 (2)に掲げる法人 収入金額及び所得 4 ガス供給業（一般ガス導管事業及び特 定ガス導管事業以外のもののうち、特別 一般ガス導管事業者の供給区域内にお いてガス製造事業を行う者が行う事業） 収入金額、付加価値額及び資本金等の額 個 人 所 得（事業主控除及び事業専従者控除後の 所得） 事業主控除 年290万円	(2) 1 (2)に掲げる法人 収入割 100分の0.75 所得割 100分の1.85 4 ガス供給業（一般ガス導管事業及び特 定ガス導管事業以外のもののうち、特別 一般ガス導管事業者の供給区域内にお いてガス製造事業を行う者が行う事業） を行う法人 収入割 100分の0.48 付加価値割 100分の0.77 資本割 100分の0.32 制限税率 標準税率の1.2倍 （1 (1)の所得割については標準税率の1.7 倍） 個 人 標準税率 1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業(4に掲げるものを除く。) を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうちあん摩、マッサージ 又は指圧、はり、きゅう、柔道整備その 他の医業に類する事業及び装蹄師業を行 う個人 100分の3 制限税率 標準税率の1.1倍
		1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から 仕入れ等に係る消費税額等を控除した後 の消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消費税額	1 譲渡割 一定税率 78分の22 2 貨物割 一定税率 78分の22 ※ 消費税率換算 2.2% (軽減税率適用時 1.76%)
	不動 産 取 得 税	取得した土地又は家屋の価格 (イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年 1月1日から令和6年3月31日までの間に 行われた場合においては課税標準を価格の 2分の1とする。 (ロ) 一定の要件を満たす新築住宅につい ては、1戸につき1,200万円を価格から控除す る。 (ハ) 一定の要件を満たす既存住宅につい ては、1戸につき、新築の時期により100万円 ～1,200万円を価格から控除する。 (ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、 150万円又は床面積の2倍(200㎡限度)の 土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗 じた額を減額する。	標準税率 100分の4 ただし、平成18年4月1日から令和6年 3月31日までの間に行われた住宅及び土 地の取得については100分の3
	道た ばこ 府 県 税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製 造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,070円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																																					
道 府 県	普 自 通 動 車 税	ゴ利用 ル用 場税	利用日数	標準税率 1人1日につき 800円 制限税率 1人1日につき 1,200円																																				
		軽引 取 油税	引取りに係る軽油の数量	一定税率 1キロリットルにつき 32,100円																																				
		1 環境性能割 自動車の取得価額	乗用車	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)、LPG車、クリーンディーゼル車 (H30 規制適合又は H21 規制適合)</td> <td>2030 年度燃費基準 85% 達成 2030 年度燃費基準 75% 達成 2030 年度燃費基準 65% 達成 2030 年度燃費基準 60% 達成</td> <td>100 分の 1 100 分の 0.5 100 分の 1</td> </tr> <tr> <td>上記以外の車又は 2020 年度燃費基準未達成車</td> <td>100 分の 3</td> <td>100 分の 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ガソリン車 (ハイブリッド車を含む) 及び LPG 車に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50%低減 (★★★★) 又は H17 規制から NOx75%低減 (★★★★★) のものに限る。</p> <p>※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。</p>	区分	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車	非課税	非課税	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)、LPG車、クリーンディーゼル車 (H30 規制適合又は H21 規制適合)	2030 年度燃費基準 85% 達成 2030 年度燃費基準 75% 達成 2030 年度燃費基準 65% 達成 2030 年度燃費基準 60% 達成	100 分の 1 100 分の 0.5 100 分の 1	上記以外の車又は 2020 年度燃費基準未達成車	100 分の 3	100 分の 2																						
区分	税率																																							
	自家用	営業用																																						
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車	非課税	非課税																																						
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)、LPG車、クリーンディーゼル車 (H30 規制適合又は H21 規制適合)	2030 年度燃費基準 85% 達成 2030 年度燃費基準 75% 達成 2030 年度燃費基準 65% 達成 2030 年度燃費基準 60% 達成	100 分の 1 100 分の 0.5 100 分の 1																																						
上記以外の車又は 2020 年度燃費基準未達成車	100 分の 3	100 分の 2																																						
2 種別割 自動車の台数	標準税率 1 乗用車 (三輪の小型自動車を除く。) 営業用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>総排気量</th> <th>税額 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 リットル以下</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>1 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.5リットル以下</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td>1.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 リットル以下</td> <td>9,500円</td> </tr> <tr> <td>2 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.5リットル以下</td> <td>13,800円</td> </tr> <tr> <td>2.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 リットル以下</td> <td>15,700円</td> </tr> <tr> <td>3 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.5リットル以下</td> <td>17,900円</td> </tr> <tr> <td>3.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 リットル以下</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>4 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.5リットル以下</td> <td>23,600円</td> </tr> <tr> <td>4.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 リットル以下</td> <td>27,200円</td> </tr> <tr> <td>6 リットル超</td> <td>40,700円</td> </tr> </tbody> </table>	総排気量	税額 (年額)	1 リットル以下	7,500円	1 リットル超		1.5リットル以下	8,500円	1.5リットル超		2 リットル以下	9,500円	2 リットル超		2.5リットル以下	13,800円	2.5リットル超		3 リットル以下	15,700円	3 リットル超		3.5リットル以下	17,900円	3.5リットル超		4 リットル以下	20,500円	4 リットル超		4.5リットル以下	23,600円	4.5リットル超		6 リットル以下	27,200円	6 リットル超	40,700円
総排気量	税額 (年額)																																							
1 リットル以下	7,500円																																							
1 リットル超																																								
1.5リットル以下	8,500円																																							
1.5リットル超																																								
2 リットル以下	9,500円																																							
2 リットル超																																								
2.5リットル以下	13,800円																																							
2.5リットル超																																								
3 リットル以下	15,700円																																							
3 リットル超																																								
3.5リットル以下	17,900円																																							
3.5リットル超																																								
4 リットル以下	20,500円																																							
4 リットル超																																								
4.5リットル以下	23,600円																																							
4.5リットル超																																								
6 リットル以下	27,200円																																							
6 リットル超	40,700円																																							

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																																			
道	普	自	自家用																																			
			<table border="0"> <tr> <td>総排気量</td> <td>税額 (年額)</td> </tr> <tr> <td>1 リットル以下</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>1 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.5リットル以下</td> <td>30,500円</td> </tr> <tr> <td>1.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 リットル以下</td> <td>36,000円</td> </tr> <tr> <td>2 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.5リットル以下</td> <td>43,500円</td> </tr> <tr> <td>2.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 リットル以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>3 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.5リットル以下</td> <td>57,000円</td> </tr> <tr> <td>3.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 リットル以下</td> <td>65,500円</td> </tr> <tr> <td>4 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.5リットル以下</td> <td>75,500円</td> </tr> <tr> <td>4.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 リットル以下</td> <td>87,000円</td> </tr> <tr> <td>6 リットル超</td> <td>110,000円</td> </tr> </table>	総排気量	税額 (年額)	1 リットル以下	25,000円	1 リットル超		1.5リットル以下	30,500円	1.5リットル超		2 リットル以下	36,000円	2 リットル超		2.5リットル以下	43,500円	2.5リットル超		3 リットル以下	50,000円	3 リットル超		3.5リットル以下	57,000円	3.5リットル超		4 リットル以下	65,500円	4 リットル超		4.5リットル以下	75,500円	4.5リットル超		6 リットル以下
総排気量	税額 (年額)																																					
1 リットル以下	25,000円																																					
1 リットル超																																						
1.5リットル以下	30,500円																																					
1.5リットル超																																						
2 リットル以下	36,000円																																					
2 リットル超																																						
2.5リットル以下	43,500円																																					
2.5リットル超																																						
3 リットル以下	50,000円																																					
3 リットル超																																						
3.5リットル以下	57,000円																																					
3.5リットル超																																						
4 リットル以下	65,500円																																					
4 リットル超																																						
4.5リットル以下	75,500円																																					
4.5リットル超																																						
6 リットル以下	87,000円																																					
6 リットル超	110,000円																																					
府	通	動	2 トラック (三輪の小型自動車を除く。) 営業用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)																																			
			<table border="0"> <tr> <td>最大積載量</td> <td>税額 (年額)</td> </tr> <tr> <td>1 トン以下</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>1 トン超 2 トン以下</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>2 トン超 3 トン以下</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>3 トン超 4 トン以下</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>4 トン超 5 トン以下</td> <td>18,500円</td> </tr> <tr> <td>5 トン超 6 トン以下</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>6 トン超 7 トン以下</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>7 トン超 8 トン以下</td> <td>29,500円</td> </tr> <tr> <td>8 トン超</td> <td>29,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 4,700円を加算した額</td> </tr> </table>	最大積載量	税額 (年額)	1 トン以下	6,500円	1 トン超 2 トン以下	9,000円	2 トン超 3 トン以下	12,000円	3 トン超 4 トン以下	15,000円	4 トン超 5 トン以下	18,500円	5 トン超 6 トン以下	22,000円	6 トン超 7 トン以下	25,500円	7 トン超 8 トン以下	29,500円	8 トン超	29,500円	に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 4,700円を加算した額														
最大積載量	税額 (年額)																																					
1 トン以下	6,500円																																					
1 トン超 2 トン以下	9,000円																																					
2 トン超 3 トン以下	12,000円																																					
3 トン超 4 トン以下	15,000円																																					
4 トン超 5 トン以下	18,500円																																					
5 トン超 6 トン以下	22,000円																																					
6 トン超 7 トン以下	25,500円																																					
7 トン超 8 トン以下	29,500円																																					
8 トン超	29,500円																																					
に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 4,700円を加算した額																																						
県	車	税	自家用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)																																			
			<table border="0"> <tr> <td>最大積載量</td> <td>税額 (年額)</td> </tr> <tr> <td>1 トン以下</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>1 トン超 2 トン以下</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>2 トン超 3 トン以下</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>3 トン超 4 トン以下</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>4 トン超 5 トン以下</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>5 トン超 6 トン以下</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>6 トン超 7 トン以下</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>7 トン超 8 トン以下</td> <td>40,500円</td> </tr> <tr> <td>8 トン超</td> <td>40,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 6,300円を加算した額</td> </tr> </table>	最大積載量	税額 (年額)	1 トン以下	8,000円	1 トン超 2 トン以下	11,500円	2 トン超 3 トン以下	16,000円	3 トン超 4 トン以下	20,500円	4 トン超 5 トン以下	25,500円	5 トン超 6 トン以下	30,000円	6 トン超 7 トン以下	35,000円	7 トン超 8 トン以下	40,500円	8 トン超	40,500円	に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 6,300円を加算した額														
最大積載量	税額 (年額)																																					
1 トン以下	8,000円																																					
1 トン超 2 トン以下	11,500円																																					
2 トン超 3 トン以下	16,000円																																					
3 トン超 4 トン以下	20,500円																																					
4 トン超 5 トン以下	25,500円																																					
5 トン超 6 トン以下	30,000円																																					
6 トン超 7 トン以下	35,000円																																					
7 トン超 8 トン以下	40,500円																																					
8 トン超	40,500円																																					
に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 6,300円を加算した額																																						
税			けん引自動車																																			
			営業用																																			
			小型自動車 年額 7,500円																																			
			普通自動車 年額 15,100円																																			
			自家用																																			
			小型自動車 年額 10,200円																																			
			普通自動車 年額 20,600円																																			

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	自	被けん引自動車
			営業用 小型自動車 年額 3,900円 普通自動車で8トン以下のもの 年額 7,500円 普通自動車で8トン超のもの 7,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額(年額) 自家用 小型自動車 年額 5,300円 普通自動車で8トン以下のもの 年額10,200円 普通自動車で8トン超のもの 10,200円に8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額(年額)
府	通	動	※ トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額。
			営業用 総排気量 加算額 1 リットル以下 3,700円 1 リットル超 4,700円 1.5リットル以下 6,300円 1.5リットル超 自家用 総排気量 加算額 1 リットル以下 5,200円 1 リットル超 6,300円 1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超
県	車	税	3 バス（三輪の小型自動車を除く。）
			営業用 一般乗合用（路線定期運行の用に供するもの） 乗車定員 税額（年額） 30人以下 12,000円 30人超40人以下 14,500円 40人超50人以下 17,500円 50人超60人以下 20,000円 60人超70人以下 22,500円 70人超80人以下 25,500円 80人超 29,000円 一般乗合用以外 乗車定員 税額（年額） 30人以下 26,500円 30人超40人以下 32,000円 40人超50人以下 38,000円 50人超60人以下 44,000円 60人超70人以下 50,500円 70人超80人以下 57,000円 80人超 64,000円 自家用 乗車定員 税額（年額） 30人以下 33,000円 30人超40人以下 41,000円 40人超50人以下 49,000円 50人超60人以下 57,000円 60人超70人以下 65,500円 70人超80人以下 74,000円 80人超 83,000円
税			

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県	普 通 税	自動車税	4 三輪の小型自動車 営業用 年額4,500円 家用 年額6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
		鉱区税	一定税率 1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区にあつては、上記の3分の2の税率とする。 2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円
		固定資産税 (特例分等)	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額
	狩猟税	狩猟者の登録	一定税率 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
道	目	狩		6 狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は1から5の税率に次に定める割合を乗じた税率とする。 ① 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1 ② ①の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3
府	的	猟		7 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当する場合は、1から5の税率に関わらず、それぞれ下記のとおりとする。 ① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除 ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除
県	税	税		③ 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の管理の目的で、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録 1から5の税率に2分の1を乗じた税率
市	普	市	個 人 1 均等割 (令和4年度課税見込人員64,314千人)	個 人 1 均等割 標準税率 (平成26年度～令和5年度) 年額3,500円 〔 本則税率 年額3,000円に 年額500円を加算した額 〕
町	町	町	2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (令和4年度課税標準見込額1,375,268億円)	2 所得割 (イ)
村	通	村	(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) ・ 課税長期譲渡所得金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) 〔 ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 〕
村	税	民		
税	税	税		

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	市		<p>2,000万円以下である場合 100分の2.4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2) 2,000万円を超える場合 48万円(指定都市の区域内に住所を有する場合には、64万円)と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3(指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合 6,000万円以下である場合 100分の2.4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2) 6,000万円を超える場合 144万円(指定都市の区域内に住所を有する場合には、192万円)と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の3(指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)に相当する金額との合計額</p>
		町		<p>課税短期譲渡所得金額 100分の5.4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の7.2) ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)</p>
町	通	村		<p>・一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) ・上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) ・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)</p>
		民		<p>(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額</p>
村	税	税		<p>(ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の6</p>

税 目			課 税 標 準 額 等	税	率
市	普	市	法 人 1 均等割 (令和4年度納税義務者見込数3,921千人)	法 人	
				1 均等割 標準税率	
町	通	町		(イ) 資本金等の額 が1千万円以下 であって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人以下で ある法人	年額 50,000円
				(ロ) 資本金等の額 が1千万円以下 であって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人を超える 法人	年額 120,000円
村	民	村		(ハ) 資本金等の額 が1千万円を超 え1億円以下で あって、かつ、市 町村内の事務所 等の従業者数が 50人以下の法人	年額 130,000円
				(ニ) 資本金等の額 が1千万円を超 え1億円以下で あって、かつ、市 町村内の事務所 等の従業者数が50 人を超える法人	年額 150,000円
村	税	村		(ホ) 資本金等の額 が1億円を超え 10億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人以下の法人	年額 160,000円
				(ヘ) 資本金等の額 が1億円を超え 10億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人を超える法人	年額 400,000円
税	税	税		(ト) 資本金等の額 が10億円を超え、 かつ、市町村内の 事務所等の従業 者数が50人以下 である法人	年額 410,000円
				(フ) 資本金等の額 が10億円を超え 50億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人を超える法人	年額 1,750,000円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																						
市	普	市町村民税	(リ) 資本金等の額が 年額 50億円を超え、かつ、市町村内の事務 所等の従業者数が 50人を超える法人 ※ 資本金等の額が、資本金に資本準 備金を加えた額を下回る場合には当 該額とする。 制限税率 標準税率の1.2倍 2 法人税割 法人税額 標準税率 100分の6 制限税率 100分の8.4																						
		固定資産税	土地、家屋又は償却資産の価格(適正な時価。 土地及び家屋については、3年ごとに評価替 え) 標準税率 100分の1.4																						
		交付金	国有財産台帳等に記載され又は記録された 固定資産の価格(住宅及び空港等に係るもの についてはこれらの価格に一定の率を乗じ たもの) 一定率 100分の1.4																						
町	通	軽自動車税	1 環境性能割 三輪以上の軽自動車の取得価額 乗用車 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車、燃料電 池軽自動車、天然ガス 軽自動車(H30規制適合 又はH21規制から NOx10%低減)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリン 車(ガソ リンハイ ブリッド 車を含 む)</td> <td>2030年度燃 費基準75% 達成(2020年 度燃費基準 達成車に限 る)</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2030年度燃 費基準60% 達成(2020年 度燃費基準 達成車に限 る)</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の車</td> <td>2030年度燃 費基準55% 達成</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ガソリン車(ガソリンハイブリッド車を含む)に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。</p> <p>※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。</p>		区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車、燃料電 池軽自動車、天然ガス 軽自動車(H30規制適合 又はH21規制から NOx10%低減)	非課税	非課税	ガソリン 車(ガソ リンハイ ブリッド 車を含 む)	2030年度燃 費基準75% 達成(2020年 度燃費基準 達成車に限 る)	非課税	2030年度燃 費基準60% 達成(2020年 度燃費基準 達成車に限 る)	100分の1	100分の0.5	上記以外の車	2030年度燃 費基準55% 達成	100分の2	100分の1			100分の2
			区分	税率																					
自家用	営業用																								
電気軽自動車、燃料電 池軽自動車、天然ガス 軽自動車(H30規制適合 又はH21規制から NOx10%低減)	非課税	非課税																							
ガソリン 車(ガソ リンハイ ブリッド 車を含 む)	2030年度燃 費基準75% 達成(2020年 度燃費基準 達成車に限 る)	非課税																							
	2030年度燃 費基準60% 達成(2020年 度燃費基準 達成車に限 る)	100分の1	100分の0.5																						
上記以外の車	2030年度燃 費基準55% 達成	100分の2	100分の1																						
			100分の2																						
村	税	2 種別割 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊 自動車及び二輪の小型自動車(側車付二 輪自動車を含む。)の台数	標準税率 1 原動機付自転車 (イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(=)に掲げるものを除く。 年額 2,000円																						

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率		
市 町 村 税	普 通 車 税	軽自動車	(ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 (ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 (ニ) 三輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円 (ロ) 三輪のもの 年額 3,900円 (ハ) 四輪以上のもの 乗 用 営業用 年額 6,900円 自家用 年額10,800円 貨物用 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円 3 二輪の小型自動車 年額 6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍		
		市たばこ村税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 6,552円	
		鉦産税	鉦物の価格	標準税率 100分の1 (鉦物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉦物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.7) 制限税率 100分の1.2 (鉦物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉦物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.9)	
		特別有土地税	※ 平成15年度以降当分の間課税停止	※ 平成15年度以降当分の間課税停止	
		目 的 税	入湯税	入湯日数	標準とする税率 1人1日につき150円
			事業所税	1 資産割 事業所床面積	一定税率 1平方メートルにつき 600円
				2 従業者割 従業者給与総額	一定税率 100分の0.25
		都計画市税	土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格	制限税率 100分の0.3	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市 町 村 税	水 地 益 利 税	土地又は家屋の価格又は面積	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	共 施 設 同 税	条例で定める。	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	宅 開 発 地 税	宅地の面積	条例で定める。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、2兆5,978億円であり、前年度に比し、7,516億円（40.7%）増加している。なお、令和2年度徴収猶予の特例等の適用に伴う地方譲与税の令和3年度収入見込額を除くと、前年度に比し、7,759億円（42.6%）増加している。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第5表のとおりである。

第5表 地方譲与税収入見込額

区 分	(単位 億円)						
	令和3年度 当初見込額	令和4年度			比較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法による収入 見込額	税制改正による増 減収見込額	改正法による収入 見込額 (B)+(C)	令和3年度 当初見込額 に対する増 減収額 (D)-(A)		
(A)	(B)	(C)	(D)	(D)-(A)			
1 地方揮発油譲与税	2,292	2,291	-	2,291	△	1	100.0
2 石油ガス譲与税	45	48	-	48		3	106.7
3 自動車重量譲与税	2,806	2,891	-	2,891		85	103.0
4 航空機燃料譲与税	178	149	-	149	△	29	83.7
5 特別とん譲与税	114	113	-	113	△	1	99.1
6 森林環境譲与税	400	500	-	500		100	125.0
7 特別法人事業譲与税	12,627	19,986	-	19,986		7,359	158.3
合 計	18,462	25,978	-	25,978		7,516	140.7

(注) 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

3 地方特例交付金等

地方特例交付金等の総額は、2,267億円であり、前年度に比し、1,310億円（36.6%）減少している。

(1) 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額の全額を補填するため、地方特例交付金として2,172億円を計上している。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充等による減収額の全額を補填するため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として95億円を計上している。

4 地方交付税

地方交付税の総額は、18兆538億円であり、前年度に比し、6,153億円（3.5%）増加している。

地方交付税の算定基礎は、第6表のとおりである。

第6表 地方交付税の算定基礎

区 分	令和4年度 (A)	令和3年度			増減額	
		当 初	補 正	最 終	対前年度 当初	対前年度 最終
		(B)		(C)	(A)-(B)	(A)-(C)
所 得 税(a)	20,382,000	18,667,000	1,360,000	20,027,000	1,715,000	355,000
法 人 税(b)	13,336,000	8,997,000	3,890,000	12,887,000	4,339,000	449,000
酒 税(c)	1,128,000	1,176,000	-	1,176,000	△ 48,000	△ 48,000
消 費 税(d)	21,573,000	20,284,000	824,000	21,108,000	1,289,000	465,000
地 方 交 付 税(e)	15,655,839	15,591,221	3,511,655	19,102,875	64,618	△ 3,447,037
(1) (a)×33.1%	6,746,442	6,178,777	450,160	6,628,937	567,665	117,505
(2) (b)×33.1%	4,414,216	2,978,007	1,287,590	4,265,597	1,436,209	148,619
(3) (c)×50%	564,000	588,000	-	588,000	△ 24,000	△ 24,000
(4) (d)×19.5%	4,206,735	3,955,380	160,680	4,116,060	251,355	90,675
(5) 精算分等	△ 290,954	△ 300,442	1,613,225	1,312,782	9,488	△ 1,603,737
(6) 法定加算等	15,400	474,600	-	474,600	△ 459,200	△ 459,200
(7) 臨時財政対策 特例加算額	-	1,716,899	-	1,716,899	△ 1,716,899	△ 1,716,899
地 方 法 人 税(f)	1,712,700	1,323,200	380,500	1,703,700	389,500	9,000
地方法人税過年度精算分(g)	△ 24	-	383,955	383,955	△ 24	△ 383,980
返 還 金(h)	103	54	-	54	50	50
特別会計借入金償還(i)	△ 500,000	-	△ 850,000	△ 850,000	△ 500,000	350,000
借入金等利子充当分(j)	△ 70,900	△ 76,000	-	△ 76,000	5,100	5,100
剰余金の活用(k)	-	150,000	-	150,000	△ 150,000	△ 150,000
地方公共団体金融機構の公庫債権 金利変動準備金の活用(l)	-	200,000	△ 200,000	-	△ 200,000	0
前年度からの繰越金(m)	1,256,095	250,000	-	250,000	1,006,095	1,006,095
翌年度への繰越金(n)	-	-	△ 1,256,095	△ 1,256,095	-	1,256,095
合 計(e)～(n)	18,053,813	17,438,474	1,970,015	19,408,489	615,338	△ 1,354,676

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額は、14兆8,826億円であり、前年度に比し、1,195億円（0.8%）増加している。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおりである。

第7表 国庫支出金の内訳

区 分	(単位 百万円)		
	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減額 (A)－(B)
1 普通補助負担金等	11,993,145	11,853,463	139,682
(1) 義務教育職員給与費負担金	1,501,467	1,516,381	△ 14,914
(2) その他普通補助負担金等	10,491,678	10,337,082	154,596
(ア) 生活扶助費等負担金	1,340,208	1,330,777	9,431
(イ) 医療扶助費等負担金	1,420,329	1,453,326	△ 32,997
(ウ) 介護扶助費等負担金	80,983	79,184	1,799
(エ) 児童保護費等負担金	136,292	135,977	315
(オ) 障害者自立支援給付費等負担金	1,639,380	1,564,314	75,066
(カ) 児童手当等交付金	1,258,773	1,294,923	△ 36,150
(キ) 公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	406,747	409,252	△ 2,505
(ク) 子どものための教育・保育給付交付金	1,491,839	1,393,168	98,671
(ケ) その他の補助負担金等	2,717,127	2,676,161	40,966
2 公共事業費補助負担金	2,653,121	2,671,093	△ 17,972
(1) 普通建設事業費補助負担金	2,622,762	2,643,853	△ 21,091
(2) 災害復旧事業費補助負担金	30,359	27,240	3,119
3 国有提供施設等所在市町村助成交付金	29,940	29,140	800
4 施設等所在市町村調整交付金	7,600	7,400	200
5 交通安全対策特別交付金	53,506	52,627	879
6 電源立地地域対策等交付金	102,347	107,900	△ 5,553
7 特定防衛施設周辺整備調整交付金	37,609	36,105	1,504
8 石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,297	5,421	△ 124
合 計	14,882,565	14,763,149	119,416

6 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、7兆6,077億円であり、前年度に比し、3兆6,331億円(32.3%)減少している。

地方債の事業別内訳は、第8表のとおりである。

第8表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区 分		令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増 減 額 (A)－(B)
一	一般会計債	56,085	55,418	667
1	公共事業等	15,905	16,098	△ 193
2	公営住宅建設事業	1,090	1,103	△ 13
3	災害復旧事業	1,127	1,141	△ 14
4	教育・福祉施設等整備事業	3,707	3,319	388
	(1) 学校教育施設等	1,454	1,223	231
	(2) 社会福祉施設	367	371	△ 4
	(3) 一般廃棄物処理	807	639	168
	(4) 一般補助施設等	542	549	△ 7
	(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0
5	一般単独事業	28,013	27,724	289
	(1) 一般	2,411	2,322	89
	(2) 地域活性化	690	690	0
	(3) 防災対策	871	871	0
	(4) 地方道路等	3,221	3,221	0
	(5) 旧合併特例	5,500	6,200	△ 700
	(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0
	(7) 公共施設等適正管理	5,220	4,320	900
	(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0
	(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0
6	辺地及び過疎対策事業	5,098	4,888	210
	(1) 辺地対策	479	469	10
	(2) 過疎対策	4,619	4,419	200
7	公共用地先行取得等事業	345	345	0
8	行政改革推進	700	700	0
9	調整	100	100	0
	公営企業債	1,387	1,393	△ 6
1	水道事業(上水道分)	547	527	20
2	交通事業	361	311	50
3	病院事業・介護サービス事業	479	555	△ 76
	臨時財政対策債	17,805	54,796	△ 36,992
	退職手当債	800	800	0
	合 計	76,077	112,407	△ 36,331

(注) 辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画中「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

(2) 地方債計画

令和4年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

参考表 令和4年度地方債計画
(通常収支分)

区 分	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	(単位 億円) 増 減 額 (A)－(B)	
一 一 般 会 計 債				
1 公 共 事 業 等	15,905	16,098	△	193
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,090	1,103	△	13
3 災 害 復 旧 事 業	1,127	1,141	△	14
4 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	3,707	3,319		388
(1) 学 校 教 育 施 設 等	1,454	1,223		231
(2) 社 会 福 祉 施 設	367	371	△	4
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	807	639		168
(4) 一 般 補 助 施 設 等	542	549	△	7
(5) 施 設 (一 般 財 源 化 分)	537	537		0
5 一 般 単 独 事 業	28,013	27,724		289
(1) 一 般	2,411	2,322		89
(2) 地 域 活 性 化	690	690		0
(3) 防 災 対 策	871	871		0
(4) 地 方 道 路 等	3,221	3,221		0
(5) 旧 合 併 特 例	5,500	6,200	△	700
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	5,000		0
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	5,220	4,320		900
(8) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策	4,000	4,000		0
(9) 緊 急 浚 渫 推 進	1,100	1,100		0
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	5,730	5,520		210
(1) 辺 地 対 策	530	520		10
(2) 過 疎 対 策	5,200	5,000		200
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345	345		0
8 行 政 改 革 推 進	700	700		0
9 調 整	100	100		0
計	56,717	56,050		667

区 分	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減額 (A)－(B)
二 公 営 企 業 債			
1 水 道 事 業	5,566	5,258	308
2 工 業 用 水 道 事 業	300	303	△ 3
3 交 通 事 業	1,963	1,739	224
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	288	195	93
5 港 湾 整 備 事 業	689	571	118
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	4,193	3,637	556
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	379	375	4
8 地 域 開 発 事 業	840	658	182
9 下 水 道 事 業	12,181	11,934	247
10 観 光 そ の 他 事 業	78	56	22
計	26,477	24,726	1,751
合 計	83,194	80,776	2,418
三 臨 時 財 政 対 策 債	17,805	54,796	△ 36,992
四 退 職 手 当 債	800	800	0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(334)	(241)	(93)
総 計	101,799	136,372	△ 34,574
	(334)	(241)	(93)
内訳			
普通会計分	76,077	112,407	△ 36,331
公営企業会計等分	25,722	23,965	1,757
資 金 区 分			
公 的 資 金	43,713	58,662	△ 14,949
財 政 融 資 資 金	26,252	36,839	△ 10,587
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	17,461	21,823	△ 4,362
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(334)	(241)	(93)
民 間 等 資 金	58,086	77,710	△ 19,625
市 場 公 募	36,600	44,700	△ 8,100
銀 行 等 引 受	21,486	33,010	△ 11,525

その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業等に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

7 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、242億円の増加を見込み、1兆5,729億円を計上している。

8 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、702億円の増加を見込み、4兆4,456億円を計上している。

9 復旧・復興事業一般財源充当分

東日本大震災に係る復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、東日本大震災分の復旧・復興事業一般財源充当分として、4億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

10 全国防災事業一般財源充当分

東日本大震災に係る地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額を上回る全国防災事業の一般財源所要額に対応するため、東日本大震災分の全国防災事業一般財源充当分として、254億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、90兆5,918億円であり、前年度に比し、7,858億円（0.9%）増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第9表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第10表のとおりであり、歳出の構成比は、第11表のとおりである。

第9表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)				
区	分	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)	
I	給与関係経費	199,644	201,540	△ 1,896	△	0.9
1	給与費(退職手当を除く)	185,239	186,763	△ 1,524	△	0.8
	(7) 義務教育教職員	55,421	55,611	△ 190	△	0.3
	(イ) 警察関係職員	23,462	23,650	△ 188	△	0.8
	(ウ) 消防職員	12,379	12,505	△ 126	△	1.0
	(エ) 一般職員及び義務制以外の 教員並びに特別職等	93,977	94,997	△ 1,020	△	1.1
2	退職手当	14,361	14,724	△ 363	△	2.5
3	恩給費	44	53	△ 9	△	17.0
II	一般行政経費	414,433	408,824	5,609		1.4
1	国庫補助負担金等を伴う もの	234,578	229,416	5,162		2.3
	(7) 生活保護費	37,886	38,176	△ 290	△	0.8
	(イ) 児童保護費	11,344	10,499	845		8.0
	(ウ) 障害者自立支援給付費	32,788	31,286	1,502		4.8
	(エ) 後期高齢者医療給付費	27,887	27,186	701		2.6
	(オ) 介護給付費	33,587	32,490	1,097		3.4
	(カ) 児童手当等交付金	18,063	18,579	△ 516	△	2.8
	(キ) 子どものための教育・ 保育給付交付金	27,219	25,557	1,662		6.5
	(ク) その他の一般行政経費	45,804	45,643	161		0.4
2	国庫補助負担金を伴わない もの	148,667	148,296	371		0.3
3	国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	14,988	14,912	76		0.5
4	まち・ひと・しごと創生 事業費	10,000	10,000	0		0.0
5	地域社会再生事業費	4,200	4,200	0		0.0
6	地域デジタル社会推進費	2,000	2,000	0		0.0
III	公債費	114,259	117,799	△ 3,540	△	3.0
IV	維持補修費	14,948	14,694	254		1.7
V	投資的経費	119,785	119,273	512		0.4
1	直轄事業負担金	5,594	5,725	△ 131	△	2.3
2	公共事業費	51,054	51,411	△ 357	△	0.7
	(7) 普通建設事業費	50,658	51,053	△ 395	△	0.8
	(イ) 災害復旧事業費	396	358	38		10.6
	(直轄、補助事業計)	56,648	57,136	△ 488	△	0.9

区 分	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (%)
3 一般事業費	28,167	27,633	534	1.9
(7) 普通建設事業費	27,776	27,247	529	1.9
(イ) 災害復旧事業費	391	386	5	1.3
4 特別事業費	34,970	34,504	466	1.4
(7) 過疎対策事業費	11,612	11,400	212	1.9
(イ) 地域活性化事業費	820	820	0	0.0
(ウ) 旧合併特例事業費	5,856	6,602	△ 746	△ 11.3
(エ) 防災対策事業費	948	948	0	0.0
(オ) 施設整備事業費（一般財源化分）	934	934	0	0.0
(カ) 緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
(キ) 公共施設等適正管理推進事業費	5,800	4,800	1,000	20.8
(ク) 緊急自然災害防止対策事業費（地方単独事業計）	4,000	4,000	0	0.0
VI 公営企業繰出金	24,349	24,430	△ 81	△ 0.3
1 収益勘定繰出金	10,818	10,843	△ 25	△ 0.2
2 資本勘定繰出金	13,531	13,587	△ 56	△ 0.4
VII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	18,500	11,500	7,000	60.9
歳 出 合 計	905,918	898,060	7,858	0.9

第10表 歳出の増減事由

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	△ 1,896	△ 1,744	(7) 生活保護費	△ 290	△ 73
1 給与費 (退職手当を除く)	△ 1,524	△ 1,372	(イ) 児童保護費	845	423
(7) 給与改定による増減	△ 2,709	△ 2,470	(ウ) 障害者自立支援給付費	1,502	751
(イ) 昇給・新陳代謝等による増減	60	57	(エ) 後期高齢者医療給付費	701	698
(ウ) 職員数による増減	179	141	(オ) 介護給付費	1,097	1,097
(エ) 特別職の給与改定等による増減	110	110	(カ) 児童手当等交付金	△ 516	△ 154
(オ) その他	836	790	(キ) 子どものための教育・保育給付交付金	1,662	675
(a) 共済組合負担金の改定による増減	609	609	(ク) その他の一般行政経費	161	161
(b) 再任用短時間勤務職員による増減	6	6	2 国庫補助負担金を伴わないもの	371	371
(c) その他	221	175	(7) 一般行政経費	371	371
2 退職手当	△ 363	△ 363	(イ) 追加財政需要	0	0
3 恩給費	△ 9	△ 9	3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	76	76
II 一般行政経費	5,609	4,025	4 まち・ひと・しごと創生事業費	0	0
1 国庫補助負担金等を伴うもの	5,162	3,578	5 地域社会再生事業費	0	0
			6 地域デジタル社会推進費	0	0
			III 公債費	△ 3,540	△ 3,540
			IV 維持補修費	254	254

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
V 投資的経費	512	692	3 一般事業費	534	534
1 直轄事業負担金	△ 131	△ 131	(ア) 普通建設事業費	529	529
(ア) 治山治水	3	3	(イ) 災害復旧事業費	5	5
(イ) 道路整備	△ 33	△ 33	4 特別事業費	466	466
(ウ) 農業農村整備	18	18	(ア) 過疎対策事業費	212	212
(エ) その他	△ 119	△ 119	(イ) 地域活性化事業費	0	0
2 公共事業費	△ 357	△ 177	(ウ) 旧合併特例事業費	△ 746	△ 746
(ア) 普通建設事業費	△ 395	△ 184	(エ) 防災対策事業費	0	0
(a) 治水治山	355	187	(オ) 施設整備事業費(一般財源化分)	0	0
(b) 道路整備	△ 48	△ 24	(カ) 緊急防災・減災事業費	0	0
(c) 港湾空港鉄道等	89	9	(キ) 公共施設等適正管理推進事業費	1,000	1,000
(d) 住宅都市環境	909	398	(ク) 緊急自然災害防止対策事業費	0	0
(e) 生活環境施設整備	112	80	(地方単独事業計)	1,000	1,000
(f) 農林水産基盤整備	△ 149	△ 42	VI 公営企業繰出金	△ 81	△ 81
(g) 社会資本総合整備	△ 1,397	△ 721	1 収益勘定繰出金	△ 25	△ 25
(h) 推進費等	11	14	2 資本勘定繰出金	△ 56	△ 56
(i) 国庫負担かさ上げ	0	△ 40	VII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	7,000	7,000
(j) その他	△ 277	△ 45	歳出増減額の合計	7,858	6,606
(イ) 災害復旧事業費(直轄、補助事業計)	△ 488	△ 308			

第11表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	令和4年度		令和3年度	
	計画額	構成比(%)	計画額	構成比(%)
1 給与関係経費	199,644	22.0	201,540	22.5
2 一般行政経費	414,433	45.8	408,824	45.5
3 公債費	114,259	12.6	117,799	13.1
4 維持補修費	14,948	1.7	14,694	1.6
5 投資的経費	119,785	13.2	119,273	13.3
6 公営企業繰出金	24,349	2.7	24,430	2.7
7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	18,500	2.0	11,500	1.3
歳出合計	905,918	100.0	898,060	100.0

(参考) 社会保障施策に要する地方負担額と当該地方負担額に対応する地方の歳入は、次のとおりである。

(1) 地方負担額

- | | |
|----------------------------|------------|
| ① 社会保障施策に要する経費 | 22兆5,160億円 |
| ② ①のうち社会保障4経費に則った範囲の社会保障給付 | 15兆3,163億円 |

(2) (1)に対応する地方の歳入

地方消費税率の引上げ (消費税率換算1%→2.2%)分	消費税の地方 交付税法定率分	計
3兆1,087億円	4兆2,067億円	7兆3,154億円

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は19兆9,644億円であり、前年度に比し、1,896億円(0.9%)減少している。

地方財政計画上の職員数については、地方団体における定員管理の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増や保健所の恒常的な人員体制強化、児童虐待防止対策の強化による増等を見込むことにより、5,160人の増としている。職員数の増減状況は第12表のとおりである。

地方財政計画上の給料単価等については、人事委員会勧告の反映等を見込んでいる。

(1) 給与費(退職手当を除く)

給与費(退職手当を除く。以下同じ。)の総額は18兆5,239億円であり、前年度に比し、1,524億円(0.8%)減少している。

給与費の内訳は次のとおりである。

ア 義務教育教職員の給与費

義務教育教職員の給与費は、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、5兆5,421億円となり、前年度に比し、190億円減少している。

イ 警察関係職員の給与費

警察関係職員(警察官及び警察事務職員)の給与費は2兆3,462億円であり、前年度に比し、188億円減少している。

ウ 消防職員の給与費

消防職員の給与費は1兆2,379億円であり、前年度に比し、126億円減少している。

エ 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費

アからウまでに掲げた職員以外の職員及び特別職等の給与費は9兆3,977億円であり、前年度に比し、1,020億円減少している。

(2) 退職手当

退職手当の総額は1兆4,361億円であり、前年度に比し、363億円(2.5%)減少している。

(3) 恩給費

恩給費の総額は44億円であり、前年度に比し、9億円(17.0%)減少している。

第12表 職員数の増減状況

(単位 人)

職員区分	令和3年度 計画人員	増減数	令和4年度 計画人員
1 義務教育教職員	689,120	1,756	690,876
(1) 小学校教職員	407,458	1,223	408,681
(2) 中学校教職員	233,292	△ 394	232,898
(3) 特別支援学校教職員	48,370	927	49,297
2 非義務教育教員	221,209	△ 2,522	218,687
(1) 高校教員 (特別支援学校高等部含む)	201,535	△ 1,621	199,914
(2) 大学教員	791	△ 6	785
(3) 幼稚園教員	18,883	△ 895	17,988
3 警察官	254,489	0	254,489
4 消防職員	161,327	500	161,827
5 一般職員	983,464	5,426	988,890
(1) 高校事務職員等	32,532	△ 309	32,223
(2) 警察事務職員	24,700	0	24,700
(3) その他一般職員	923,495	5,750	929,245
(4) 補助職員等	2,737	△ 15	2,722
合計	2,309,609	5,160	2,314,769

(注) 「5 一般職員 (3) その他一般職員」の増減数には、保健所の恒常的な人員体制強化による保健師の増 (450人)、児童虐待防止対策の強化による児童福祉司等の増 (703人) 及び民間委託等の推進による減 (△326人) を含む。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、41兆4,433億円であり、前年度に比し、5,609億円 (1.4%) 増加している。

(1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、23兆4,578億円であり、前年度に比し、5,162億円 (2.3%) 増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第13表のとおりである。

第13表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)											
	令和4年度(A)			令和3年度(B)			増減額(A)-(B)					
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計			
(内閣府所管)												
都道府県警察費補助金	30,077	25,935	56,012	33,646	27,147	60,793	△	3,569	△	1,212	△	4,781
子どものための教育・保育給付交付金	1,491,839	1,230,038	2,721,877	1,393,168	1,162,571	2,555,739	98,671	67,467	166,138			
児童手当等交付金	1,258,773	547,553	1,806,326	1,294,923	562,957	1,857,880	△	36,150	△	15,404	△	51,554
地方創生推進交付金	53,223	51,140	104,363	55,223	53,390	108,613	△	2,000	△	2,250	△	4,250
その他の	406,278	502,499	908,777	425,780	492,836	918,616	△	19,502	9,663	△	9,839	
内閣府計	3,240,190	2,357,165	5,597,355	3,202,740	2,298,901	5,501,641	37,450	58,264	95,714			
(総務省所管)												
緊急消防援助隊設備整備費補助金	4,986	4,986	9,972	4,986	4,986	9,972	0	0	0			
マイナンバーカード交付事務費補助金	61,610	-	61,610	59,262	-	59,262	2,348	-	2,348			
その他の	104,457	18,224	122,681	98,245	11,244	109,489	6,212	6,980	13,192			
総務省計	171,053	23,210	194,263	162,493	16,230	178,723	8,560	6,980	15,540			
(法務省所管)												
人権啓発活動等委託費等	18,950	1,100	20,050	5,178	1,100	6,278	13,772	0	13,772			
(文部科学省所管)												
特別支援教育就学奨励費負担金	5,995	5,995	11,990	5,518	5,518	11,036	477	477	954			
私立高等学校等経常費助成費補助金	98,905	-	98,905	98,131	-	98,131	774	-	774			
高等学校等就学支援金交付金	221,457	-	221,457	220,481	-	220,481	976	-	976			
その他の	92,562	121,397	213,959	90,987	117,510	208,497	1,575	3,887	5,462			
文部科学省計	418,919	127,392	546,311	415,117	123,028	538,145	3,802	4,364	8,166			
(厚生労働省所管)												
保健事業費等補助金	34,102	30,995	65,097	37,152	34,135	71,287	△	3,050	△	3,140	△	6,190
結核医療費負担金	3,276	1,325	4,601	3,337	1,347	4,684	△	61	△	22	△	83
精神保健費等負担金	8,058	3,839	11,897	8,125	3,835	11,960	△	67	4	△	63	
生活扶助費等負担金	1,340,208	446,647	1,786,855	1,330,777	443,508	1,774,285	9,431	3,139	12,570			
医療扶助費等負担金	1,420,329	473,443	1,893,772	1,453,326	484,442	1,937,768	△	32,997	△	10,999	△	43,996
介護扶助費等負担金	80,983	26,994	107,977	79,184	26,395	105,579	1,799	599	2,398			
身体障害者保護費負担金	2,162	2,162	4,324	2,191	2,191	4,382	△	29	△	29	△	58
障害者自立支援給付費等負担金	1,639,380	1,639,380	3,278,760	1,564,314	1,564,314	3,128,628	75,066	75,066	150,132			
後期高齢者医療給付費等負担金	6,691	2,782,032	2,788,723	6,387	2,712,258	2,718,645	304	69,774	70,078			
介護給付費等負担金	-	3,358,708	3,358,708	-	3,248,969	3,248,969	-	109,739	109,739			
在宅福祉事業費補助金	2,591	4,334	6,925	2,672	4,835	7,507	△	81	△	501	△	582
児童保護費等負担金	136,292	136,292	272,584	135,977	135,977	271,954	315	315	630			
児童扶養手当給付費負担金	161,773	323,546	485,319	157,583	315,166	472,749	4,190	8,380	12,570			
保険基盤安定等負担金	135,494	225,572	361,066	134,475	223,628	358,103	1,019	1,944	2,963			
職業転換訓練費負担金	1,138	1,138	2,276	1,174	1,174	2,348	△	36	△	36	△	72
その他の	1,241,261	1,092,426	2,333,687	1,184,472	1,043,342	2,227,814	56,789	49,084	105,873			
厚生労働省計	6,213,738	10,548,833	16,762,571	6,101,146	10,245,516	16,346,662	112,592	303,317	415,909			

区 分	令和4年度(A)			令和3年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
(農林水産省所管)									
家畜伝染病予防費負担金	2,694	1,840	4,534	3,594	2,322	5,916	△ 900	△ 482	△ 1,382
日本型直接支払交付金	75,387	76,862	152,249	75,310	76,882	152,192	77	△ 20	57
その他	51,979	6,435	58,414	52,169	5,734	57,903	△ 190	701	511
農林水産省計	130,060	85,137	215,197	131,073	84,938	216,011	△ 1,013	199	△ 814
(経済産業省所管)									
非化石エネルギー等導入促進対策費補助金	12,336	-	12,336	12,334	-	12,334	2	-	2
その他	13,138	2,148	15,286	14,512	2,150	16,662	△ 1,374	△ 2	△ 1,376
経済産業省計	25,474	2,148	27,622	26,846	2,150	28,996	△ 1,372	△ 2	△ 1,374
(国土交通省所管)									
地籍調査費負担金	4,910	4,910	9,820	5,060	5,060	10,120	△ 150	△ 150	△ 300
その他	12,974	11,616	24,590	15,499	13,613	29,112	△ 2,525	△ 1,997	△ 4,522
国土交通省計	17,884	16,526	34,410	20,559	18,673	39,232	△ 2,675	△ 2,147	△ 4,822
(環境省所管)									
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等	50,445	31,447	81,892	63,403	44,655	108,058	△ 12,958	△ 13,208	△ 26,166
(防衛省所管)									
募集事務地方公共団体委託費等	156	-	156	156	-	156	0	-	0

合 計	10,286,869	13,192,958	23,479,827	10,128,711	12,835,191	22,963,902	158,158	357,767	515,925
補助職員等の組替えによる減	△ 22,060	-	△ 22,060	△ 22,322	-	△ 22,322	262	-	262
再 計	10,264,809	13,192,958	23,457,767	10,106,389	12,835,191	22,941,580	158,420	357,767	516,187

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、14兆8,667億円であり、前年度に比し、371億円(0.3%)増加している。

社会保障関係費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図ることとしている。

また、貸付金1兆9,178億円を計上するとともに、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、4,200億円を計上している。

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費

国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,389億円、都道府県繰入金6,187億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）3,412億円を合算した1兆4,988億円であり、前年度に比し、76億円（0.5%）増加している。

(4) まち・ひと・しごと創生事業費

地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、まち・ひと・しごと創生事業費について、前年度同額の1兆円を計上している。

(5) 地域社会再生事業費

地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、前年度同額の4,200億円を計上している。

(6) 地域デジタル社会推進費

地域社会のデジタル化を推進するため、前年度同額の2,000億円を計上している。

なお、地域デジタル社会推進費を計上するために活用することとしていた令和4年度の地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円については、活用時期を見直し、地方の財源として後年度に活用する。

3 公 債 費

地方債の元利償還金は、11兆4,259億円（元金償還金10兆3,897億円、利払費1兆362億円）であり、前年度に比し、3,540億円（3.0%）減少している。なお、猶予特例債の元利償還金を除いた前年度の地方債の元利償還金に比し、1,395億円（1.2%）減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第14表のとおりである。

第14表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)

令和4年度償還金(A)			令和3年度償還金(B)			増減額 (A)-(B)		
元	利	計	元	利	計	元	利	計
103,897	10,362	114,259	106,788	11,011	117,799	△ 2,891	△ 649	△ 3,540

(参考表) 地方債見込現在高

(単位 億円)

令和3年度 末現在高 (A)	令和4年度		令和4年度末 見込現在高 (A)+(B)-(C) (D)	増減額 (D)-(A)
	発行額 (B)	償還額 (C)		
1,466,419	76,086	104,979	1,437,526	△ 28,893

(注) 東日本大震災分の地方債を含む。

4 維持補修費

維持補修費の総額は、1兆4,948億円であり、前年度に比し、254億円(1.7%)増加している。
このうち、緊急浚渫推進事業費として1,100億円を計上している。

5 投資的経費

投資的経費の総額は、11兆9,785億円であり、前年度に比し、512億円(0.4%)増加している。

なお、このうち国庫補助負担金を伴わないものは6兆3,137億円を計上しており、前年度に比し、1,000億円(1.6%)増加している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は、5,594億円であり、前年度に比し、131億円(2.3%)減少している。

国の直轄事業費の内訳は、第15表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、5兆1,054億円であり、前年度に比し、357億円(0.7%)減少している。このうち、普通建設事業費は、5兆658億円で、前年度に比し、395億円(0.8%)減少しており、災害復旧事業費は、396億円で、前年度に比し、38億円(10.6%)増加している。

公共事業費の内訳は、第16表のとおりである。

第15表 直 轄 事 業

区 分	令和4年度 (A)			計
	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	
1 治 水	585,128	130,660	18,473	734,261
河 川	325,631	63,583	-	389,214
砂 防	73,558	27,656	-	101,214
夕 ム	185,939	39,421	18,473	243,833
2 治 山	8,197	3,217	-	11,414
3 海 岸	17,988	6,252	-	24,240
農 林	2,064	790	-	2,854
運 輸	7,201	2,454	-	9,655
建 設	8,723	3,008	-	11,731
4 道 路 整 備	1,295,979	298,315	-	1,594,294
5 港 湾	108,744	57,795	350	166,889
6 空 港	126,835	7,590	-	134,425
7 都 市 環 境	19,773	680	-	20,453
8 農 業 農 村 整 備	137,343	25,041	-	162,384
9 森 林 水 産 基 盤	11,809	4,188	-	15,997
10 災 害 関 連	5,928	2,393	-	8,321
11 災 害 復 旧	14,491	6,213	76	20,780
河 川 等	9,717	4,718	76	14,511
港 湾 等	455	187	-	642
道 路 等	2,376	1,161	-	3,537
山 林 施 設 等	1,943	147	-	2,090
12 推 進 費 等	13,120	4,684	-	17,804
計 (a)	2,345,335	547,028	18,899	2,911,262
既往年度における農業農村整備負担金等	-	12,341	-	12,341
総 計 (計画計上分)	2,345,335	559,369	18,899	2,923,603

(参 考)

農業農村整備事業等の当年度執行状況 (b)	△ 4,841	8,885	3,084	7,128
(a) + (b)	2,340,494	555,913	21,983	2,918,390

- (注) 1 国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額である。
 2 「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設
 3 「(参考)農業農村整備事業等の当年度執行状況(b)」の区分の金額は、「8 農業農村整備」の

費 の 内 訳

(単位 百万円)

令和3年度 (B)				増減額 (A) - (B)			
国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
581,177	130,303	17,135	728,615	3,951	357	1,338	5,646
328,057	65,278	-	393,335	△ 2,426	△ 1,695	-	△ 4,121
72,150	27,050	-	99,200	1,408	606	-	2,014
180,970	37,975	17,135	236,080	4,969	1,446	1,338	7,753
8,103	3,249	-	11,352	94	△ 32	-	62
18,267	6,623	-	24,890	△ 279	△ 371	-	△ 650
2,063	822	-	2,885	1	△ 32	-	△ 31
7,016	2,536	-	9,552	185	△ 82	-	103
9,188	3,265	-	12,453	△ 465	△ 257	-	△ 722
1,297,785	301,668	-	1,599,453	△ 1,806	△ 3,353	-	△ 5,159
111,900	58,905	280	171,085	△ 3,156	△ 1,110	70	△ 4,196
121,479	11,199	-	132,678	5,356	△ 3,609	-	1,747
19,585	1,178	-	20,763	188	△ 498	-	△ 310
132,465	23,225	-	155,690	4,878	1,816	-	6,694
11,534	4,208	-	15,742	275	△ 20	-	255
4,968	1,906	-	6,874	960	487	-	1,447
17,002	7,486	69	24,557	△ 2,511	△ 1,273	7	△ 3,777
12,728	6,219	69	19,016	△ 3,011	△ 1,501	7	△ 4,505
504	206	-	710	△ 49	△ 19	-	△ 68
1,974	960	-	2,934	402	201	-	603
1,796	101	-	1,897	147	46	-	193
17,411	6,811	-	24,222	△ 4,291	△ 2,127	-	△ 6,418
2,341,676	556,761	17,484	2,915,921	3,659	△ 9,733	1,415	△ 4,659
-	15,698	-	15,698	-	△ 3,357	-	△ 3,357
2,341,676	572,459	17,484	2,931,619	3,659	△ 13,090	1,415	△ 8,016

△ 3,354	8,120	3,022	7,788	△ 1,487	765	62	△ 660
2,338,322	564,881	20,506	2,923,709	2,172	△ 8,968	1,477	△ 5,319

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。

区分の金額を含んでいない。

第16表 公共事業費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和4年度(A)			令和3年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
1 一般公共									
(1) 治水治山	138,564	143,053	281,617	121,708	124,397	246,105	16,856	18,656	35,512
(2) 道路整備	383,205	308,248	691,453	385,637	310,622	696,259△	2,432△	2,374△	4,806
(3) 港湾空港鉄道等	28,121	88,952	117,073	20,150	88,063	108,213	7,971	889	8,860
(4) 住宅都市環境	255,313	251,063	506,376	204,207	211,257	415,464	51,106	39,806	90,912
(5) 生活環境施設整備	42,787	75,918	118,705	39,598	67,926	107,524	3,189	7,992	11,181
(6) 農林水産基盤整備	284,655	216,277	500,932	295,320	220,480	515,800△	10,665△	4,203△	14,868
(7) 社会資本総合整備	969,330	1,094,672	2,064,002	1,036,917	1,166,739	2,203,656△	67,587△	72,067△	139,654
(8) 推進費等	44,446	45,040	89,486	44,805	43,619	88,424△	359	1,421	1,062
(9) 災害関連	12,037	9,343	21,380	11,440	9,608	21,048	597△	265	332
小計	2,158,458	2,232,566	4,391,024	2,159,782	2,242,711	4,402,493△	1,324△	10,145△	11,469
(10) 後進地域等地方団体に対する国庫負担かさ上げ額	43,098	△ 43,098	-	39,066	△ 39,066	-	4,032△	4,032	-
計 (a)	2,201,556	2,189,468	4,391,024	2,198,848	2,203,645	4,402,493	2,708△	14,177△	11,469

(注) 推進費等の令和4年度の額には、地方創生整備推進交付金分(国庫補助負担額等34,247百万円、地方負担額32,611百万円)を含む。

区 分	(単位 百万円)								
	令和4年度(A)			令和3年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
2 その他公共									
(1) 文教施設	87,409	88,812	176,221	90,771	87,397	178,168△	3,362	1,415△	1,947
(2) 厚生労働施設	74,527	34,578	109,105	93,721	45,525	139,246△	19,194△	10,947△	30,141
(3) 小笠原諸島振興開発事業	906	597	1,503	909	617	1,526△	3△	20△	23
(4) 防衛施設運営等関連施設	57,759	23,483	81,242	56,782	23,484	80,266	977△	1	976
(5) 都道府県警察施設	21,829	21,830	43,659	24,537	24,534	49,071△	2,708△	2,704△	5,412
(6) 消防施設等	1,373	1,920	3,293	1,372	1,715	3,087	1	205	206
(7) 過疎地域集落整備事業	185	237	422	184	236	420	1	1	2
(8) 防災集団移転促進事業等	132	85	217	45	23	68	87	62	149
(9) 農村振興対策事業	56,704	33,539	90,243	55,432	32,317	87,749	1,272	1,222	2,494
(10) その他	120,381	48,517	168,898	121,248	41,951	163,199△	867	6,566	5,699
小計	421,205	253,598	674,803	445,001	257,799	702,800△	23,796△	4,201△	27,997
(11) 新産業都市等に対する国庫負担かさ上げ額	1△	1	-	4△	4	-△	3	3	-
計 (b)	421,206	253,597	674,803	445,005	257,795	702,800△	23,799△	4,198△	27,997
合計(a)+(b) (c)	2,622,762	2,443,065	5,065,827	2,643,853	2,461,440	5,105,293△	21,091△	18,375△	39,466

区 分	令和4年度(A)			令和3年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
3 災害復旧事業									
(1) 一般公共	29,864	9,033	38,897	26,729	8,322	35,051	3,135	711	3,846
(2) 文教施設	495	249	744	511	257	768△	16△	8△	24
計 (d)	30,359	9,282	39,641	27,240	8,579	35,819	3,119	703	3,822
総計 (c) + (d)	2,653,121	2,452,347	5,105,468	2,671,093	2,470,019	5,141,112△	17,972△	17,672△	35,644

(3) 一般事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は、2兆8,167億円を計上しており、前年度に比し、534億円（1.9%）増加している。

ア 普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として2兆7,776億円を計上している。

イ 災害復旧事業費

令和3年発生災害及び現年発生災害に係る令和4年度における復旧事業費として391億円を計上している。

(4) 特別事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実等を推進するための特別事業費の総額は、3兆4,970億円を計上しており、前年度に比し、466億円（1.4%）増加している。

ア 過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として1兆1,612億円を計上している。

イ 地域活性化事業費

地域の経済循環の創造に資する事業等を実施するため、地域活性化事業費として820億円を計上している。

ウ 旧合併特例事業費

「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」及び「市町村の合併の特例に関する法律（現行合併特例法）」に基づき平成22年3月末までに合併した市町村に対する合併特例事業及び合併推進事業を実施するため、旧合併特例事業費として5,856億円を計上している。

エ 防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として948億円を計上している。

オ 施設整備事業費（一般財源化分）

施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業費（一般財源化分）として934億円を計上している。

カ 緊急防災・減災事業費

防災・減災事業の緊急課題に対応するため、緊急防災・減災事業費として5,000億円を計上している。

キ 公共施設等適正管理推進事業費

公共施設等の適正管理を推進するため、脱炭素化事業を対象に追加するとともに、長寿命化事業の対象に空港施設及びダム（本体、放流設備等）を追加し、公共施設等適正管理推進事業費として5,800億円を計上している。

ク 緊急自然災害防止対策事業費

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）と連携しつつ、自然災害を防止するための基盤整備を推進するため、緊急自然災害防止対策事業費として4,000億円を計上している。

6 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、2兆4,349億円であり、前年度に比し、81億円（0.3%）減少している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは、1兆4,398億円であり、前年度に比し、320億円（2.2%）減少している。

(1) 収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は、1兆818億円であり、前年度に比し、25億円（0.2%）減少している。

事業別の内訳は、第17表のとおりである。

第17表 収益勘定繰出金の内訳

区		分		令和4年度(A)	令和3年度(B)	(単位 億円) 増減額(A)－(B)			
1	水	道	事業	245	277	△	32		
2	交	通	事業	175	193	△	18		
3	病	院	事業	5,173	4,898		275		
4	下	水	道	事業	4,344	4,528	△	184	
5	そ	の	他	の	事業	881	947	△	66
	合		計	10,818	10,843	△	25		

(2) 資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は、1兆3,531億円であり、前年度に比し、56億円（0.4%）減少している。

事業別の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 資本勘定繰出金の内訳

区		分		令和4年度(A)	令和3年度(B)	(単位 億円) 増減額(A)－(B)			
1	水	道	事業	850	858	△	8		
2	交	通	事業	405	376		29		
3	病	院	事業	2,717	2,713		4		
4	下	水	道	事業	9,280	9,336	△	56	
5	そ	の	他	の	事業	279	304	△	25
	合		計	13,531	13,587	△	56		

7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、7,000億円(60.9%)の増加を見込み、1兆8,500億円を計上している。

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、34兆6,004億円であり、前年度に比し、4,376億円(1.3%)増加している。その内訳は、第19表のとおりであり、普通補助負担金等関係(義務教育職員給与費を含む。)で29兆4,949億円(前年度比4,733億円、1.6%増)、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で5兆658億円(前年度比395億円、0.8%減)、災害復旧事業費で396億円(前年度比38億円、10.6%増)である。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第20表のとおりである。

第19表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和4年度(A)			令和3年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
A 普通補助負担金等関係									
1 内閣府所管	3,240,190	2,357,165	5,597,355	3,202,740	2,298,901	5,501,641	37,450	58,264	95,714
2 総務省所管	171,053	23,210	194,263	162,493	16,230	178,723	8,560	6,980	15,540
3 法務省所管	18,950	1,100	20,050	5,178	1,100	6,278	13,772	0	13,772
4 外務省所管	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 財務省所管	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 文部科学省所管	418,919	127,392	546,311	415,117	123,028	538,145	3,802	4,364	8,166
7 厚生労働省所管	6,213,738	10,548,833	16,762,571	6,101,146	10,245,516	16,346,662	112,592	303,317	415,909
8 農林水産省所管	130,060	85,137	215,197	131,073	84,938	216,011	△ 1,013	199	△ 814
9 経済産業省所管	25,474	2,148	27,622	26,846	2,150	28,996	△ 1,372	△ 2	△ 1,374
10 国土交通省所管	17,884	16,526	34,410	20,559	18,673	39,232	△ 2,675	△ 2,147	△ 4,822
11 環境省所管	50,445	31,447	81,892	63,403	44,655	108,058	△ 12,958	△ 13,208	△ 26,166
12 防衛省所管	156	-	156	156	-	156	0	-	0
小計(1~12)	10,286,869	13,192,958	23,479,827	10,128,711	12,835,191	22,963,902	158,158	357,767	515,925
13 義務教育職員給与費	1,501,467	4,513,606	6,015,073	1,516,381	4,541,347	6,057,728	△ 14,914	△ 27,741	△ 42,655
計(1~13)	11,788,336	17,706,564	29,494,900	11,645,092	17,376,538	29,021,630	143,244	330,026	473,270
B 公共事業費補助負担金関係									
1 普通建設事業費	2,622,762	2,443,065	5,065,827	2,643,853	2,461,440	5,105,293	△ 21,091	△ 18,375	△ 39,466
2 災害復旧	30,359	9,282	39,641	27,240	8,579	35,819	3,119	703	3,822
計(1~2)	2,653,121	2,452,347	5,105,468	2,671,093	2,470,019	5,141,112	△ 17,972	△ 17,672	△ 35,644
総計(A+B)	14,441,457	20,158,911	34,600,368	14,316,185	19,846,557	34,162,742	125,272	312,354	437,626

第20表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

区 分	(単位 百万円)		
	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	10,608,661	15,280,212	25,888,873
地方財政法第10条の2関係経費	1,156,237	942,659	2,098,896
地方財政法第10条の3関係経費	33,156	11,608	44,764
地方財政法第34条関係経費	1	-	1
総 計	11,798,055	16,234,479	28,032,534

2 内 訳 表

(単位 百万円)

地方財政法 条 号		事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1	義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	1,501,467	3,002,934	4,504,401
	3	義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	44,939	41,294	86,233
	4	生活保護に要する経費	2,841,520	947,084	3,788,604
	5	感染症の予防に要する経費	5,858	3,837	9,695
	6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,546	1,186	2,733
	7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	142,793	138,864	281,657
	8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	1	1	1
	9	身体障害者の更生援護に要する経費	585,270	585,270	1,170,539
	10	婦人相談所に要する経費	980	980	1,960
	11	知的障害者の援護に要する経費	918,494	918,494	1,836,988
	12	後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	6,691	2,782,032	2,788,723
	13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	3,540,036	3,540,036
	14	児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)並びに里親に要する経費	588,681	588,681	1,177,362
	15	児童手当に要する経費	1,258,773	547,553	1,806,326
	16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	133,683	241,533	375,216
	17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,424	358	1,781
	18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	40,576	13,525	54,102
	19	児童扶養手当に要する経費	161,773	323,546	485,319
	20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	2,642	2,565	5,207
	21	家畜伝染病予防に要する経費	2,694	1,840	4,534

地方財政法
条 号

条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	143	143	286
23	森林病虫害等の防除に要する経費	507	494	1,000
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	10,550	10,550	21,100
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	5,995	5,995	11,990
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	6,108	6,112	12,220
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	10	-	10
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	119	-	119
29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	411,392	-	411,392
30	新型インフルエンザ等緊急事態における埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る臨時の医療施設における医療の提供、損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	45	45	90
31	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費	130,021	55,261	185,282
32	指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費	124,747	124,747	249,494
33	子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）及び子育てのための施設等利用給付に要する経費（地方公共団体又は公立大学法人の設置する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に係るものを除く。）	1,619,586	1,357,138	2,976,725
34	生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費	32,283	10,761	43,044
35	都道府県知事の確認を受けた専門学校（地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。）に係る授業料等減免に要する経費	27,351	27,351	54,703
	計	10,608,661	15,280,212	25,888,873
10の2	1～6 普通建設事業に要する経費	1,156,237	942,659	2,098,896
	計	1,156,237	942,659	2,098,896
10の3	1 災害救助事業に要する経費	2,839	2,829	5,667
	2 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	140	140	280
	3～9 災害復旧事業に要する経費	30,177	8,640	38,817
	計	33,156	11,608	44,764
34	引揚者への援護に要する経費	1	-	1
	計	1	-	1

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、2,987億円であり、前年度に比し、341億円（10.2%）減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区	分	(単位 億円)			
		令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I	震災復興特別交付税	1,069	1,326	△ 257	△ 19.4
II	一般財源充当分	4	2	2	100.0
III	国庫支出金	1,822	1,913	△ 91	△ 4.8
IV	地方債	9	8	1	12.5
V	雑収入	83	79	4	5.1
	歳入合計	2,987	3,328	△ 341	△ 10.2

第2表 歳入の構成比

区	分	(単位 億円)			
		令和4年度		令和3年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	震災復興特別交付税	1,069	35.8	1,326	39.8
2	一般財源充当分	4	0.1	2	0.1
3	国庫支出金	1,822	61.0	1,913	57.5
4	地方債	9	0.3	8	0.2
5	雑収入	83	2.8	79	2.4
	歳入合計	2,987	100.0	3,328	100.0

(二) 歳入の概要

1 震災復興特別交付税

震災復興特別交付税の総額は、1,069億円であり、前年度に比し、257億円（19.4%）減少している。

震災復興特別交付税の算定基礎は、第3表のとおりである。

第3表 震災復興特別交付税の算定基礎

(単位 百万円)

区 分	令和4年度 (A)	令和3年度			増減額	
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)	対前年度 当初 (A) - (B)	対前年度 最終 (A) - (C)
当該年度震災復興 特別交付税の加算(a)	91,943	132,539	-	132,539	△ 40,596	△ 40,596
前年度からの年度 調整分(b)	14,000	-	-	-	14,000	14,000
返 還 金(c)	996	88	-	88	908	908
合 計 (a)~(c)	106,939	132,627	-	132,627	△ 25,688	△ 25,688

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

2 一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、4億円を計上している。

3 国庫支出金

国庫支出金の総額は、1,822億円であり、前年度に比し、91億円(4.8%)減少している。

国庫支出金の内訳は、第4表のとおりである。

第4表 国庫支出金の内訳

(単位 百万円)

区 分	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減額 (A) - (B)
1 災害救助費等負担金	708	1,996	△ 1,288
2 河川等災害復旧事業費補助	4,086	7,433	△ 3,347
3 社会資本整備総合交付金	10,272	7,650	2,622
4 災害公営住宅等家賃対策補助	20,819	20,871	△ 52
5 循環型社会形成推進交付金	1,461	660	801
6 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	637	6,131	△ 5,494
7 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	2,246	6,428	△ 4,182
8 福島再生加速化交付金	70,084	72,070	△ 1,986
9 その他	71,955	68,079	3,876
合 計	182,268	191,318	△ 9,050

4 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、9億円であり、前年度に比し、1億円（12.5%）増加している。

地方債の事業別内訳は、第5表のとおりである。

第5表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区	分	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減額 (A)－(B)
一	一般会計債	9	8	1
1	公営住宅建設事業	8	7	1
2	一般単独事業	1	1	0
	一 般	1	1	0
	合 計	9	8	1

(2) 地方債計画

令和4年度地方債計画は、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして策定している。

参考表 令和4年度地方債計画 (東日本大震災分)

復旧・復興事業

		(単位 億円)			
区	分	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減額 (A)－(B)	
一	一般会計債				
1	公営住宅建設事業	8	7	1	
2	災害復旧事業	1	2	△ 1	
3	一般単独事業	1	1	0	
二	公営企業債				
1	水道事業	5	1	4	
三	国の予算等貸付金債	(1)	(1)	(0)	
	総 計	15	11	4	
		(1)	(1)	(0)	
内訳	{	普通会計分	9	8	1
		公営企業会計等分	6	3	3

資	金	区	分				
	公		的	資	金		
	財	政	融	資	資	金	
				12		8	4
	地	方	公	共	団	体	金
				3		3	0
				(1)	(1)
						(0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

5 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入、貸付金の回収金を83億円計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、2,987億円であり、前年度に比し、341億円（10.2%）減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第6表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第7表のとおりであり、歳出の構成比は第8表のとおりである。

第6表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	令和4年度		令和3年度		増減率	
	金額	増減額	金額	増減額	(%)	(%)
I 給与関係経費	58	△ 7	65	△ 7	△	10.8
II 一般行政経費	1,418	△ 268	1,686	△ 268	△	15.9
1 国庫補助負担金等を伴うもの	921	△ 82	1,003	△ 82	△	8.2
2 国庫補助負担金を伴わないもの	497	△ 186	683	△ 186	△	27.2
III 公債費	83	4	79	4		5.1
IV 投資的経費	1,428	△ 69	1,497	△ 69	△	4.6
1 直轄事業負担金	0	△ 0	0	△ 0	△	0.0
2 公共事業費	1,426	16	1,410	16		1.1
3 一般事業費	2	△ 85	87	△ 85	△	97.7
V 公営企業繰出金	0	△ 1	1	△ 1	△	100.0
歳出合計	2,987	△ 341	3,328	△ 341	△	10.2

第7表 歳出の増減事由

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	△ 7	△ 5	III 公債費	4	4
1 職員数による増減	△ 5	△ 4	VI 投資的経費	△ 69	△ 38
2 その他	△ 2	△ 1	1 直轄事業負担金	△ 0	△ 0
II 一般行政経費	△ 268	△ 211	2 公共事業費	16	47
1 国庫補助負担金等を伴うもの	△ 82	△ 25	3 一般事業費	△ 85	△ 85
2 国庫補助負担金を伴わないもの	△ 186	△ 186	V 公営企業繰出金	△ 1	△ 1
			歳出増減額の合計	△ 341	△ 251

第8表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	令和4年度		令和3年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 給 与 関 係 経 費	58	1.9	65	2.0
2 一 般 行 政 経 費	1,418	47.5	1,686	50.6
3 公 債 費	83	2.8	79	2.4
4 投 資 的 経 費	1,428	47.8	1,497	45.0
5 公 営 企 業 繰 出 金	0	0.0	1	0.0
歳 出 合 計	2,987	100.0	3,328	100.0

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は、58億円であり、前年度に比し、7億円（10.8%）減少している。

給与関係経費の内訳は、次のとおりである。

- (1) 義務教育教職員の給与費は、義務教育教職員について前年度に比し66人減員の603人を見込み、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、49億円を計上している。
- (2) 警察官の給与費は、前年度に比し4人減員の107人を見込むことにより、9億円を計上している。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、1,418億円であり、前年度に比し、268億円（15.9%）減少している。

- (1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、921億円であり、前年度に比し、82億円（8.2%）減少している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第9表のとおりである。

第9表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和4年度(A)			令和3年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	637	-	637	6,131	-	6,131	△ 5,494	-	△ 5,494
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	2,246	1,123	3,369	6,428	3,214	9,642	△ 4,182	△ 2,091	△ 6,273
災害救助費等負担金	708	708	1,416	1,996	1,996	3,992	△ 1,288	△ 1,288	△ 2,576
放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金	7,429	1,424	8,853	7,562	1,326	8,888	△ 133	98	△ 35
災害公営住宅等家賃対策補助	20,819	4,053	24,872	20,871	3,832	24,703	△ 52	221	169
その他の	50,460	2,506	52,966	44,943	1,986	46,929	5,517	520	6,037
合計	82,299	9,814	92,113	87,931	12,354	100,285	△ 5,632	△ 2,540	△ 8,172

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、497億円であり、前年度に比し、186億円（27.2%）減少している。

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費の内訳は、次のとおりである。

ア 地方税等の減収分見合い歳出は、地方税法等に基づく特例措置分55億円、条例減免分13億円、「東日本大震災復興特別区域法」等に基づく特例措置分299億円を合算した368億円を計上している。

イ 「地方自治法」に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に要する経費等129億円を計上している。

3 公 債 費

地方債の元金償還金は、83億円（元金償還金78億円、利払費5億円）であり、前年度に比し、4億円（5.1%）増加している。

地方債の利子及び元金償還金は、第10表のとおりである。

第10表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)								
令和4年度償還金(A)			令和3年度償還金(B)			増 減 額 (A)-(B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
78	5	83	73	6	79	5	△ 1	4

4 投資的経費

投資的経費の総額は、1,428億円であり、前年度に比し、69億円（4.6%）減少している。

投資的経費の内訳は次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は、1百万円である。

国の直轄事業費の内訳は、第11表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、1,426億円であり、前年度に比し、16億円（1.1%）増加している。

公共事業費の内訳は、第12表のとおりである。

(3) 一般事業費

一般事業費は、2億円を計上しており、前年度に比し、85億円（97.7%）減少している。

第11表 直轄事業費の内訳

区 分	令和4年度(A)			令和3年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A)－(B)		
	国 庫	地 方	計	国 庫	地 方	計	国 庫	地 方	計
	負担額	負担額		負担額	負担額		負担額	負担額	
農業用施設災害復旧費	275	1	276	1,072	4	1,076 △	797 △	3 △	800
合 計	275	1	276	1,072	4	1,076 △	797 △	3 △	800

第12表 公共事業費の内訳

区 分	令和4年度(A)			令和3年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A)－(B)		
	国 庫	地 方	計	国 庫	地 方	計	国 庫	地 方	計
	補助負 担額等	負担額		補助負 担額等	負担額		補助負 担額等	負担額	
循環型社会形成推進交付金	1,461	2,922	4,383	660	1,320	1,980	801	1,602	2,403
社会資本整備総合交付金	10,272	8,965	19,237	7,650	4,606	12,256	2,622	4,359	6,981
河川等災害復旧事業費補助	4,086	226	4,312	7,433	1,499	8,932 △	3,347 △	1,273 △	4,620
福島再生加速化交付金	70,084	22,441	92,525	72,070	22,374	94,444 △	1,986	67 △	1,919
そ の 他	12,746	9,334	22,080	14,066	9,341	23,407 △	1,320 △	7 △	1,327
合 計	98,649	43,888	142,537	101,879	39,140	141,019 △	3,230	4,748	1,518

5 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、33百万円である。

事業別の内訳は、第13表のとおりである。

第13表 公営企業繰出金の内訳

区 分		令和4年度(A)	令和3年度(B)	(単位 百万円) 増減額(A)－(B)	
水 道 事 業		33	130	△	97
合 計		33	130	△	97

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、2,394億円であり、前年度に比し、74億円(3.0%)減少している。その内訳は、第14表のとおりである。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第15表のとおりである。

第14表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	令和4年度(A)			令和3年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A)－(B)		
	国 庫 補 助 負 担 額 等	地 方 負 担 額	計	国 庫 補 助 負 担 額 等	地 方 負 担 額	計	国 庫 補 助 負 担 額 等	地 方 負 担 額	計
災害救助費等負担金	708	708	1,416	1,996	1,996	3,992	△ 1,288	△ 1,288	△ 2,576
河川等災害復旧事業費補助	4,086	226	4,312	7,433	1,499	8,932	△ 3,347	△ 1,273	△ 4,620
社会資本整備総合交付金	10,272	8,965	19,237	7,650	4,606	12,256	2,622	4,359	6,981
循環型社会形成推進交付金	1,461	2,922	4,383	660	1,320	1,980	801	1,602	2,403
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	637	-	637	6,131	-	6,131	△ 5,494	-	△ 5,494
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	2,246	1,123	3,369	6,428	3,214	9,642	△ 4,182	△ 2,091	△ 6,273
福島再生加速化交付金	70,084	22,441	92,525	72,070	22,374	94,444	△ 1,986	67	△ 1,919
災害公営住宅等家賃対策補助	20,819	4,053	24,872	20,871	3,832	24,703	△ 52	221	169
そ の 他	71,955	16,676	88,631	68,079	16,660	84,739	3,876	16	3,892
合 計	182,268	57,114	239,382	191,318	55,501	246,819	△ 9,050	1,613	△ 7,437

第15表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び
第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

		(単位 百万円)		
区	分	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条	関係経費	23,519	7,131	30,650
地方財政法第10条の2	関係経費	13,868	12,190	26,058
地方財政法第10条の3	関係経費	6,448	988	7,436
地方財政法第34条	関係経費	-	-	-
総	計	43,835	20,308	64,144

2 内訳表

		(単位 百万円)		
地方財政法 条号	事項名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1 義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	1,320	2,640	3,960
	3 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	-	-	-
	4 生活保護に要する経費	-	-	-
	5 感染症の予防に要する経費	-	-	-
	6 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	-	-	-
	7 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	-	-	-
	8 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	-	-	-
	9 身体障害者の更生援護に要する経費	-	-	-
	10 婦人相談所に要する経費	-	-	-
	11 知的障害者の援護に要する経費	-	-	-
	12 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
	13 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
	14 児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)並びに里親に要する経費	-	-	-
	15 児童手当に要する経費	-	-	-

(単位 百万円)

地方財政法
条 号

条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	-	-	-
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	-	-	-
19	児童扶養手当に要する経費	-	-	-
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	-	-	-
21	家畜伝染病予防に要する経費	-	-	-
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	-	-	-
23	森林病虫害等の防除に要する経費	-	-	-
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	-	-	-
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	-	-	-
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	22,133	4,491	26,624
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	66	-	66
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急処理事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	-	-	-
29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	-	-	-
30	新型インフルエンザ等緊急事態における埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る臨時の医療施設における医療の提供、損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	-	-	-

(単位 百万円)

地方財政法 条号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
31	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費	-	-	-
32	指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費	-	-	-
33	子どものための教育・保育給付に要する経費(地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。)及び子育てのための施設等利用給付に要する経費(地方公共団体又は公立大学法人の設置する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に係るものを除く。)	-	-	-
34	生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費	-	-	-
35	都道府県知事の確認を受けた専門学校(地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。)に係る授業料等減免に要する経費	-	-	-
	計	23,519	7,131	30,650
10の2	1～6 普通建設事業に要する経費	13,868	12,190	26,058
	計	13,868	12,190	26,058
10の3	1 災害救助事業に要する経費	708	708	1,417
	2 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	45	45	90
	3～9 災害復旧事業に要する経費	5,695	234	5,929
	計	6,448	988	7,436
34	引揚者への援護に要する経費	-	-	-
	計	-	-	-

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

(全国防災事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 (全国防災事業)

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、1,023億円であり、前年度に比し、67億円(6.1%)減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第16表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第17表のとおりである。

第16表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)			
区	分	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I	地方税	768	744	24	3.2
II	一般財源充当分	254	345	△ 91	△ 26.4
III	雑収入	1	1	0	0.0
	歳入合計	1,023	1,090	△ 67	△ 6.1

第17表 歳入の構成比

		(単位 億円)			
区	分	令和4年度		令和3年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	地方税	768	75.1	744	68.3
2	一般財源充当分	254	24.8	345	31.6
3	雑収入	1	0.1	1	0.1
	歳入合計	1,023	100.0	1,090	100.0

(二) 歳入の概要

1 地方税

地方税の臨時的な税制上の措置(平成25年度～令和5年度)による収入見込額は、768億円であり、前年度と比し、24億円(3.2%)増加している。

2 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、254億円であり、前年度に比し、91億円（26.4%）減少している。

なお、令和4年度までの一般財源充当分の累計額は2,980億円である。

3 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入1億円を計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

（一） 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、1,023億円であり、前年度に比し、67億円（6.1%）減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第18表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は第19表のとおりであり、歳出の構成比は第20表のとおりである。

第18表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分		(単位 億円)			
		令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
I	公債費	1,023	1,090	△ 67	△ 6.1
	歳出合計	1,023	1,090	△ 67	△ 6.1

第19表 歳出の増減事由

増減事由	(単位 億円)	
	金 額	
	総 額	地方費
I 公債費	△ 67	△ 67
歳出増減額の合計	△ 67	△ 67

第20表 歳出の構成比

区 分		(単位 億円)			
		令和4年度		令和3年度	
		計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1	公債費	1,023	100.0	1,090	100.0
	歳出合計	1,023	100.0	1,090	100.0

(二) 歳出の概要

公 債 費

地方債の元利償還金は、1,023億円であり、前年度に比し、67億円（6.1%）減少している。
地方債の利子及び元金償還金は、第21表のとおりである。

第21表 地方債の利子及び元金償還金

令和4年度償還金(A)			令和3年度償還金(B)			増 減 額 (A) - (B)		
元	利	計	元	利	計	元	利	計
1,005	18	1,023	1,068	22	1,090	△ 63	△ 4	△ 67